

宇都宮地方裁判所委員会（第37回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 令和3年5月20日（木）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

石嶋幸夫，石塚洋史，後藤健（委員長），鈴木光世，蓼沼浩，中原康則，根本智子，藤井佐知子，山崎一洋，渡邊卓児

（説明担当官）

植松明夫民事首席書記官，佐藤裕久刑事首席書記官，坂野喜隆総務課長

（庶務）

杓水一隆事務局長，山田雅彦事務局次長，坂野喜隆総務課長，家本浩司総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

石嶋委員，後藤委員，鈴木委員，蓼沼委員，中原委員，藤井委員，山崎委員，渡邊委員から，自己紹介があった。

(2) 委員長の選出

委員の互選により，後藤委員が委員長に選出された。

(3) 意見交換テーマに関する説明

委員長から，今回の意見交換テーマ（裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について）及びその趣旨に関する説明がされた。

(4) 基本説明

植松明夫民事首席書記官，佐藤裕久刑事首席書記官，坂野喜隆総務課長から，裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について，裁判所における取組の内容・状況等について説明がされた。

(5) 法廷見学

206号法廷に移動し、法壇の亚克力板の設置状況、傍聴席における座席間隔の確保状況等を見学した。

(6) 意見交換の要旨

(委員)

- 事務局説明にあった調停室と手続室には、どのような違いがあるのか。

(委員長)

- 調停を行う部屋を調停室、準備手続を行う部屋を手続室と呼んでおり、いずれも会議室のような小さい部屋である。手続室については、裁判官と当事者双方の3名程度入室することが多く、それ以外に代理人弁護士が二、三人入室することもある。入室人数が多くなる場合には、それぞれの席の間隔を空けるようにしており、間隔が狭い場合には衝立を設置している。

以前は皆で集まって議論することがよいという考えのもとで、比較的狭い部屋に集まって手続を行っていたが、コロナ禍においてはそれができないということになった。今は、各裁判体において、なるべく一人の当事者につき一名が入室するようにしてくださいとお願いするなどして、密にならないよう努力しているところである。

(委員)

- 手続室では、民事事件であれば、段ボールパーテーションが双方代理人間に設置されて区切られており、裁判官との間も同様に区切られている。互いの顔だけが見えるような状態であり、書類のやりとりもパーテーションの下の隙間から行っている。

(委員)

- 労働審判員を務めているため質問させていただくが、労働審判を実施している部屋は調停室になるのか、手続室になるのか。

(委員長)

- 分類としては手続室になるが、両者に厳密な区別があるわけではない。大きい部屋である法廷と、それより小さい部屋として手続室があるというイメージである。

なお、手続の手段のひとつに、ウェブ会議がある。これによる場合、裁判官だけが部屋に入って、当事者はパソコン上で参加することになり、代理人は、事務所にいながらパソコン上で顔を見ながら手続に参加できる。

この手続が昨年12月から始まり、宇都宮でも積極的に利用されている。

もともと電話会議による準備手続は行っていたが、遠く離れた人について実施するよとということになっていたのではなかなか使いづらかった。

その運用を改めて、遠く離れた人でなくても実施できるようにして、なるべく裁判所に集まらなくてもいいようにしようということで、電話会議もウェブ会議も近場の人でも実施してくださいということになった。そのため、宇都宮の弁護士においてもご協力いただいているところである。

(委員)

- ウェブ会議を刑事手続においても使うという方向性はあるのか。

(委員長)

- 今まさに立法において検討しているところである。

平成29年、30年頃から、政府が裁判手続全体のIT化という方針を打ち出しており、まずは民事手続からということで現在これを進めている状況である。

刑事手続については今年3月から立法について検討が始まったところであり、まだ具体的な方向性は分からない。

なお、民事手続についてであるが、現在、ウェブ会議は手続室での弁論準備などの手続のみで実施しているところ、ゆくゆくは法廷でも実施できるよう法改正が進んでおり、数年後には実際に行われる見込みである。

これが実現すると、裁判官だけが法廷に行って、法廷の大きなモニターに

双方代理人を映して手続を行うといったことができるようになる」と聞いている。

この法案は、来年の通常国会に提出される見込みであるが、刑事手続についてのスケジュールである。

(委員)

- 各種申請など、裁判所における事件関係の書類のやり取りというのは、データベース上でなく電子データで行っているのか。

(委員長)

- 紙で行っているところであるが、まさに今行っているIT化の中で書類を電子化しようという動きがあり、税務署のE-TAXなどと同じように手続ができればという発想で検討されており、法改正が進めばいずれ紙を提出しなくてもできるようになる。

各種手数料は、一部を除いて現在は収入印紙を貼るなどして提出してもらっているが、これもいずれインターネットでできるようになる見込みであり、訴状の提出も同様である。

なお、法律は令和4年に成立する予定であるが、実際には、この仕組みを実現するために全国規模でシステムを作らなければならず、こちらは令和7年、8年までかかるだろうと言われており、すぐには実施できないと思われる。

(委員)

- 裁判員裁判について、昨年3月から8月まで期日がなかったと伺っている。それ以降期日が始まったと思うが、裁判員として選定された中で、新型コロナウイルス感染のおそれなどを理由として辞退した方はどれくらいいたのか、それともいなかったのかをお聞きしたい。

(佐藤刑事首席書記官)

- 新型コロナウイルス感染のおそれを理由に辞退した方がいたか否かは把

握しておらず、そういった情報に接していない。

なお、裁判所において感染防止対策をどのように行っているかという問い合わせはあり、それについては丁寧に説明し、納得いただいているところである。

(委員)

- 弁護士にも多いが、やはり年配の方は外に出ていくことを嫌がる方が多いのではないかと考えている。仮に、軒並み年配の方が辞退するということになれば、裁判員選任の際の年齢的なバランスにも関わってくるのではないかと思い、質問させていただいた次第である。

(佐藤刑事首席書記官)

- 補足させていただくと、裁判員の出席率のデータを見ると、前年と比較して遜色なく出席していただいているところであり、あまり新型コロナウイルス感染症の影響は感じられないという印象である。

(委員長)

- ご質問の点については、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況で、裁判員を呼び出して期日を実施してよいのだろうかかと懸念していたことから、通常の裁判よりも少し遅く再開したところである。再開当時は、新型コロナウイルス感染のおそれを理由に出頭したくないという方が一定程度出ると思われるし、そういう方を無理に呼び出すようなことはしないだろうという話であったが、実際には、期日の出頭に協力的な方が多く、思ったよりも影響はなかったというのが現在の分析である。

(委員長)

- 裁判所として最初に悩んだのは、最初に緊急事態宣言が発令されたときに、裁判手続を全て止めたことについてである。

裁判所には、不特定多数の方が出入りするが、閉庁して、利用者に対して来庁しないでくださいと呼びかければ足りるかというところではない。呼出

状を送付するなどして、裁判所に来てくださいとお願いしている事件を取り扱っていることを考えると、ただ閉庁すればよいというものではなく、1件1件事件をみると、事件が長引くことで得をする人もいる。

他方、無理矢理手続を進めてコロナウイルス感染症を引き起こすようなことあればそれは問題であることから、非常に悩ましかった。

そこでお聞きしたいが、裁判所が昨年4月の段階で全国的に裁判手続を止めたことについてどう思うか。

(委員)

○ 今になってそのしわ寄せが来ていると感じているところである。

おそらく昨年の2月頃から裁判手続を取り消すことが始まったと思うところ、通常であれば、4月の人事異動を踏まえて、裁判官が1月や2月に尋問の期日を入れて、3月に判決を書いてから異動するというパターンが多かったと思うが、昨年は新型コロナウイルスの影響で尋問期日が取り消され、裁判官がそのまま異動してしまい、期日が流れてしまったというケースを経験した。

その影響もあり、自分自身、今月複数件尋問期日が指定されていて対応に追われているという状況になっている。

また、申立てが受理されたものの、期日がなかなか決まらないというケースもあった。依頼者から、期日はまだ指定されないのかと問い合わせを受けたケースもあり、これについては、新型コロナウイルスの影響で期日指定が遅れているということで納得してもらったところである。

気になったケースとしては、民事事件において、昨年5月に緊急事態宣言が解除された後、6月頃に和解が成立したが、和解調書がなかなか出来上がらないということがあった。担当書記官に話を聞いたところ、調書の作成そのものは済んでいるが、裁判官が在宅勤務で決裁が終わらないので送付は翌週になるといったような事情であり、このようなやり取りが何度かあったと

思う。

そこで、その当時の裁判所における職員の出勤状況はどのようなものであったかを伺わせていただきたい。

(委員長)

- 昨年の緊急事態宣言の頃には、人の流れを7割削減するという話があり、事件も出勤者も減らすという取組を行っていたことから、今言われていたような状況になっていたのではないかと思う。

今回については、そのような状況があったことを踏まえ、在宅勤務はできる者については行うという取組を行っているところだが、どうしても裁判というのは実際に人が集まって事件を動かすという性質上、出勤しないとできないことが多い。

裁判官が判決書を起案することは自宅でも可能であり、在宅勤務になじむ仕事といえるが、当事者と事件の進行について協議したり、記録を作成したりするという仕事になると、まだオンラインでできる仕組みになっていないことから、在宅勤務を行うのは難しい。

昨年はそういった状況でも在宅勤務を行っていたことから、皆様にご迷惑をお掛けしてしまうところもあったところであるが、現在、在宅勤務は一部行っているものの、当時のようには行っていないという状況である

(委員)

- もし感染者が出てしまった場合、接触度合いにもよると思うが、部署全員が出勤できないということになってしまったら、当該部署の機能が低下してしまうと思われる。

そこで、裁判所として、そういった場合に備えて交代勤務やシフトのようなものを組んでいたのか、どのように人数制限をコントロールしていたのかを伺いたい。

(委員長)

- 東京のことになるが、そういうことを一部やっていた。

なお、当庁については、部署でクラスターが発生したらどうするかという検討をしていたところであるが、実際はそのような事態は起こっていないことから、現在まで発動には至っていない。

(坂野総務課長)

- 部署全員が出勤できなくなるということも想定される場所、そういった事態への対応として、継続して行わなければならない業務の洗い出しや、応援に行く人員をどうするかという選定は、各部署において行っているところである。

(委員)

- 緊急事態宣言が発せられている状況で、代理人が東京の弁護士の事件というケースは多いと思うが、そういった場合にはウェブ会議を実施しているのか。

(委員長)

- 民事事件については実施している。

(委員)

- 刑事事件については実施することはできないのか。

(委員長)

- 刑事事件については、まだウェブ会議実施についての仕組みがないことから、実施していない。もっとも、正式な期日でない事実上の打合せについては、可能性が全くないわけではないと思うが、基本的には実施は困難と思われる。

(委員長)

- 昨年、民事事件について、手続を全て止めるのではなく、裁判所に出頭しなければできない手続は行わないにしても、ウェブ会議により可能な手続は行ってもよいのではないかと、あるいは、必ずしも裁判所に出頭しなくてもで

きる手続、例えば判決言渡しはできるのではないかという議論があった。

その当時考えたのは、例えば判決を言い渡した場合、その後郵送された判決を見て、代理人弁護士は依頼者にその内容を説明して、控訴するかどうかを決めなければならず、そうすると、代理人弁護士は事務所に依頼者を呼ばなければならなくなり、結果的に人を動かすことになってしまうのではないかということである。

当時は裁判所が起点となって人を動かすことはやめようという発想から、全ての手続を止めていたが、その後弁護士から、依頼者との間でウェブ会議ができるようになったという話を聞いており、あるいは、会社の中での会議をウェブ会議で行うことになったという話も聞いている。

そうすると、例えば裁判所が判決を言い渡したとしても、その後の依頼者への説明などを代理人弁護士がウェブ会議で行ってもらえるのであれば、人の流れは抑えられるということで、2回目の緊急事態宣言以降は、裁判所は、感染防止対策を行いつつ、できる限り仕事を進めるという方向性である。

(委員)

- 事業継続について申し上げるが、これからは事業所としてどのような働き方を行っていくかを考えなければならないと感じている。

これまでは震災や自然災害が起こった場合を想定することが中心だったが、今はコロナウイルス感染症が出てきており、将来これがどうなるかわからないという状況である。今後もこれが蔓延する可能性もあり、職場クラスターが発生することも想定される。

そうなった場合、在宅勤務を行うことは困難であるとしても、事業継続を行うために、在宅勤務によりできる業務は何なのかを継続的に考えていかなければならないと思う。

裁判所は、栃木県だけでなく全国に存在することから、有事の際には他庁に応援を依頼できるということがあるのかもしれないし、それにより事業継

続ができるのかもしれないが、在宅勤務は行えないということではなく、行うためにどうするかを逃げずに考えていくことが必要なのではないかと思う。

在宅勤務を行うにあたっては、その資料をどうするかというのが一番の課題だと思うが、自分のパソコンを仮想ディスクにすれば、自分の端末でデータを持ってない仕組みになることから、アクセス権を適切に定めればデータそのもののやりとりをしないで済むと思われる。

多少不便かもしれないが、私の所属先の会社等についてはそのようにして事業継続を図っているところである。

(委員長)

- 考え方はまさにおっしゃるとおりであると思う。裁判所においてまず考えなければいけないことは、プライバシー保護の関係で、裁判情報のような個人情報のかたまりのようなものをどのように取り扱うかということである。万が一にも、記録を持ち帰った際に紛失してしまったり、データがハッキングされて不正に流出してしまったりということを引き起こすことがないよう、注意しなければならない。

また、取り扱っている大半が紙の記録であるという問題もあるが、これについては、IT化が進んだ数年後には記録が電子化されることから、記録のデータに自宅からアクセスできるようなことも考えられる。今後は、それを前提に仕事のやり方を考えなければならない。

(委員)

- 万が一の事態が発生したときに仕事が止まってしまう可能性があるので、是非とも取組を進めていただければと思う。

(委員)

- 宇都宮市の場合は、新型コロナウイルス感染症の関係で、やるべき業務と少し置いておいていい業務を分けているところ、これはもともと、10年ほど前の新型インフルエンザ流行の際に作成した業務継続計画によるもので

ある。

私の所属部署の業務を例に説明すると、広報、広聴及び都市ブランドの推進という3つのグループがある。

広報については、今回のような感染症の蔓延といった危機が発生した場合でも非常に重要であり、市民の皆様からのご相談を受ける業務についても止めることはできない性質のものであるが、他方、都市ブランドの推進については、危機的状況においては優先順位がやや落ちるものとしている。

これらの業務をそれぞれランク付けし、このランクに基づいて人員を配置して、業務を行っていく仕組みになっている。

今回取扱いをやめなかった業務についてご説明いただいたが、裁判所においても、業務継続計画を定めているのか教えていただきたい。

(委員長)

- 裁判所も業務継続計画を定めており、これに基づいて、優先的に行うべき事務等を整理している。

もっとも、この業務継続計画はもともと新型インフルエンザ等を想定して作られており、強い毒性のものが短期間で蔓延して短期間で終息する前提で作られているものであるところ、今回の新型コロナウイルスとは前提が異なる。

今後も、業務継続については検討していかなければならないと感じている。

(委員)

- 所属の大学においても、日々新型コロナウイルス感染症対策に苦勞している。

本学には、学生と教職員合わせて約5600人が所属しているが、このところ毎日数人ずつ患者が出ている状況である。

隣の茨城県は、今週の月曜日に、部活で40人くらいのクラスターが出たことにより、学長宣言で大学への入構が禁止になったところであり、いつ栃

木県もそうなるかと肝を冷やしているところである。

本学は、学生が安全安心に学んでいけることを第一にということで様々な方策を取っている。

新型コロナウイルス感染が発覚した場合には、保健所の指示を待って行動することになっているが、保健所から聞かれるのは、過去2週間の行動履歴であり、そこから濃厚接触者を洗い出して、PCR検査を受けさせるかどうかを検討することになるので、保健所と大学の保健管理センターと各部課と三者で連絡を密に取り合っているところである。

感染してしまうことは仕方がないので、感染者は自宅待機として、授業でも不利益のないようにオンライン授業に切り替えてもらっている。

例えば、今授業は半分を対面でやっているが、対面授業で感染者が出た場合には、2週間程度自宅待機になることから、感染が判明するまでの隔離期間も含めるとかなりの期間大学に出てこられないことになり、自宅待機となった学生は長期間にわたって授業を受けられないことになる。

このような状態でも学生にとって不利益になってはいけないということで、先生方には、オンライン授業をオンデマンドでいつでも見られるように実施してもらっており、これについては、昨年度急激に感染者が増えた時にオンライン授業に切り替えた際のノウハウを生かしながら対応しているところである。

学外での行動については、クラスターが出ないように、かなり強く指導をしており、今また感染者数が増えてきているので、3人以上の会食をしないようにということも言っているが、感染した学生に聞いてみると、やはり飲みに行っていたとか友達とご飯を食べていたという話が出ている。

先日来話題になっていることと関連してお話すると、部外者に対して接触する場合、どこまでこちらが責任を負うのかという問題がある。

裁判所にも多くの方が来庁すると思うが、本学では、社会貢献活動の一環

として、高校生や中学生に対して色々な活動を体験してもらったり、授業に参加してもらったりしている

現在本学は、新型コロナウイルスの感染状況はステージ2のAで県と同等のレベルとしており、部分的に課外活動を行ってよいとしているため、三密を避ける対策をしてもらえれば、外部からの人も受け入れることとしている。

当該活動のため本学に来訪した方が来訪日以降に体調が悪くなるということは当然ありうる話であるが、来訪者が来訪日1週間後、2週間後に新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、保健所は感染経路を当然気にするところであり、そうすると、大学の活動で感染したのではないかという疑いを持つことが想定される。

そこで、参加者所属の学校に対して、いつ誰がこの活動に参加したという証明書を提出してもらうこととし、参加者に対しては、申込書に参加日までの2週間体温を付けておくこと条件として入れておいて、当日これを提出してもらう仕組みにした。

個人的にはここまでするのはやりすぎかもしれないと思ったが、本学の医者が言うには、仮に本学の活動に参加したことによって感染したということになった場合、事実として必要になるということであるので、現在は記録をきちんと取っておくということに大変神経を使っているところである。

そこで質問だが、裁判所では、来庁者から資料を提出してもらったり、検温結果を聞いたりしているのかをお聞きしたい。

(委員長)

- 裁判所においては、特に法廷に傍聴に来られた方についてどのように感染拡大防止策を取るかと考えたとき、その点がまず問題となったところであるが、そもそもある事件を傍聴したという事実を申告してもらうこと自体個人のプライバシーに関わることであり問題があるのではないかというところから議論が始まってしまい、結局、申告してもらうことは難しいのではない

かという話になったと聞いている。

このような経緯もあって、具体的に裁判所に来た日時を書かせたり、氏名を書かせたりするようなことは行っていない。

他方、具体的な事件の関係については、呼出状に基づいて来た人、あるいはどの代理人が来たかは把握できている。

実際に、当庁において具体的な事件の関係で来庁していた方が新型コロナウイルスに感染したということはあって、そのときは、保健所と連携しながら対応を行っている。

なお、これまでのケースでは、保健所に対して、個別にどういった事件を何分くらいどのような状況で実施したというような説明を行っているが、いずれのケースにおいても、距離の取り方などを考えると濃厚接触者はいないという認定を受けている。

(委員)

- 本日説明を受けて、当社はどうだったかと考えてみたところ、緊急事態宣言下においては人の動きが止まるので、新聞の記事になるような出来事がなくなり、必死で探したり、イベントや会議や公的事業などが中止・延期になったりということ、非常に苦勞をしたことを思い出した。

週1回定期的に行っていたインタビューの記事も、先方からやめてほしいという要望があり、リモートで実施するという話もあったが、記事に写真を付けるのに、リモートではふさわしくないのではという議論もあった。

他方、取材などをリモートで実施してみたところ、なかなか使い勝手がよかったという話もあった。

本日の法廷見学や説明を受けて、裁判所においては、専門的な知見を入れて対策をなさっているということなので安心だと思った。

現在のワクチン接種の進み方と、いわゆる変異株がインド型などに入れ替わってきているという状況を踏まえると、今までは大丈夫だったとしても、

これから大丈夫であるとは限らないかもしれないし、むしろそう思っていないのだろうと思う。

裁判所では事件を取り扱っているが、事件の行方というのは関係者に様々な意味で強く影響するところもあり、あまり大きく遅滞するということはないほうがよいと思うので、今後もご努力いただきたい。

(委員長)

- 本日は、各界の皆様から貴重なご意見・取組や現状を御紹介いただき、心から深く感謝申し上げます。

これを踏まえ、裁判所としても、引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に努めていきたい。

(7) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、令和3年11月17日(水)午後1時30分から開催することとされた。

以上